令和6年度 第2回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時:令和6年7月26日(金)午後1時30分から午後2時32分まで

場 所:文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

<会議次第>

- 1 開会
- 2 議事
- (1) 令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿登録について 【資料第1号】
- (2) 高齢者・介護保険事業計画(進行管理対象事業)の進捗状況について 【資料第2号】
- (3) 第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて 【資料第3号】
- (4) 訪問介護における生活援助の回数基準を超える計画(ケアプラン)の届 出状況について 【資料第4号】
- (5) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について 【資料第5号】
- 3 その他
- 4 閉会

<出席者> 名簿順(敬称略)

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、石川 みずえ、萩野 礼子、 新井 悟、後藤 紀行、宮長 定男、木村 始、諸留 和夫、石樵 さゆり、 小倉 保志、細谷 富男、片井 健友、太田 道之、岩波 康人

<事務局>

木内地域包括ケア推進担当課長、佐々木介護保険課長、田口健康推進課長

<傍聴者>

1 開会

木内地域包括ケア推進担当課長: それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。これより令和6年度第2回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

事務局を担当いたします地域包括ケア推進担当課長の木内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、またとても暑い中、本委員会にご出席いただきまして、 誠にありがとうございます。

議事の進行につきましては、平岡委員長にお任せしたいと思います。

では、委員長、よろしくお願いいたします。

平岡委員長:それでは、事務局から、委員の出席状況につきまして、ご説明を お願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長: それでは、まず、委員の出席状況について、 ご報告いたします。

<出欠状況報告、配布資料の確認>

平岡委員長: ありがとうございました。

2 議事

平岡委員長: それでは、令和6年度第2回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

本日は、議題が5件ございます。限られた時間ですが、それぞれのお立場、 専門領域からご審議をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力く ださいますよう、お願いいたします。

初めは、議題1「令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託 事業者名簿登録について」です。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

<木内地域包括ケア推進担当課長より、資料第1号の説明>

平岡委員長:ありがとうございました。

それでは、このことにつきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

細谷委員:公募区民の細谷と申します。よろしくお願いします。

今回の登録のお話は、かなり具体的なニーズがあって、それに基づいて仮登録から本登録へ移行されるというお話だと思うんですけども、全体としてこのタイプの介護支援の事業者の数は、今、区の中でニーズとしてあるものに対して充足されているという状況なんでしょうか。

要するに、事業者様のご希望があれば、基本的には受け入れるというスタンスの中で進められているお話でしょうか。

木内地域包括ケア推進担当課長: ありがとうございます。

既に、文京区の名簿の方に登録している事業所はありますけれども、今回諮るのは、登録の無い事業者さんに新たにお願いしたいというところで、仮登録したものを本登録するという手続となります。

ご質問のあった充足しているのかどうかということにつきましては、本来ですと高齢者あんしん相談センターのほうで介護予防のプランを立てていますが、それを委託して受託していただくことが可能というふうに変わってきているので、もう少し数が増えていくとよいなとは思っているところです。

細谷委員:事業者の受入れの数が増えていくといいなというお話ですか。なる ほど。じゃあ、ちょっと足りないなという状況なんですかね。

木内地域包括ケア推進担当課長:現状としては、高齢者あんしん相談センターでプランを立てておりますので、それがないためにプランが立てられないということではないんですけれども、役割分担としてほかの事業所で受託することは可能ということになっていますので、徐々に移行していくとよいかと思っているところです。

細谷委員:ありがとうございました。

平岡委員長:ありがとう。よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

飯塚副委員長:記載ミスだと思うんですが、リアンさんのところの営業日と休日について、月曜から金曜日で、定休日が日曜日ということなので、土曜日はどうなのかなと。大したことではないです。

木内地域包括ケア推進担当課長: ありがとうございます。確認をして、必要があれば修正させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

平岡委員長:そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、承認という扱いにさせていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、続きまして、議題の2「高齢者・介護保険事業計画(進行管理対象事業)の進捗状況について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第2号の説明>

平岡委員長:ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。どうぞ。

細谷委員:私、認知症カフェのサポーターのボランティア活動にも時々参加させていただいているんですけども、支援される側、サービスの利用者様が比較的元気なので、社会貢献というか、もう少しみんなを助けたい、活動に参加したいというご希望なんかも意外とあったりします。恐らく、全体の枠組みの中では、例えばシルバー人材センターとか、あとは介護施設のお助け隊とか、そういうものに誘因していくようなこともできるのかなと感じているんですけども、具体的にはそういう活動はされていますでしょうか。

平岡委員長:どうぞ。

木内地域包括ケア推進担当課長:ありがとうございます。

おっしゃっていただいたのは、今まさにチームオレンジの活動の中で、もう 少し地域貢献したいとか、社会参加したいというご意見をいただいているとこ ろです。

実際に、どういう場面で活動していただこうかというつなぎについては、担当者レベルで調整を図っているところなので、引き続きいただいたご意見はこういったところでご紹介させていただけますと大変ありがたいです。

以上です。

細谷委員:ありがとうございました。

平岡委員長:どうぞ。岩波委員。

岩波委員: すみません。今意見をいただいたんですけども、文京区でも認知症について、RUN伴ということで、認知症の人と家族の会とか、また事業者さんだとか、または介護に携わっている地域の団体の方だとか、そういうふうな活動を毎年1回やっております。

それで、昨年は11月23日にやっておりまして、約400人程度の方が来られました。今年もここにいらっしゃる委員の方や、区役所、社会福祉協議会の協力を得まして、11月17日に開催する予定であります。ただ、チラシとかそういうのは間に合わないので、まだコース等も参考としてやっているのが現状でございます。

以上です。参考までにお話をさせていただきました。

平岡委員長:ありがとうございました。

今回のご報告いただいた内容は、進行管理対象事業の実施状況ということなんです。今のお話ですと、認知症カフェについては、2ページの認知症施策推進の(3)に出ていて、普及啓発事業に関するようなことは(1)に出ていると。それから今の話とは直接関係しないかもしれませんが、認知症サポーター養成講座(2)の中で、実践講座というのを開設して、実際のいろいろな取組につながるようにということの事業もなさっているということです。

だんだんとこの認知症政策も体系化されてきて、こういうような取組のつながりもできてきているということだと思うんですけれども。こういう指標で個別の事業だけ見ていくと、少し分かりにくい点もあるかもしれませんが。今、お話いただいて、だんだんそういう状況になってきているということも分かってきたかなと思います。

その他の点について、いかがでしょうか。どうぞ。

後藤委員:あ・むろケアプランの後藤です。

院内介助サービスについてなんです。こちらは文京区の独自サービスで、ほかの自治体にもなかなかなくて、特色があり非常に便利なサービスなんですけれども、今こちら340人がご利用とあるんですが、こちらは定員とか予算の天

井とか、その辺というのはどうなんでしょうか。

佐々木介護保険課長:人数は340人ということで、前年の343人に対して少し減っているところですが、時間数ベースですと2,182時間から2,800時間ということで増えていますので、一定程度お使いいただけているところです。報告の内容としては、周知をしっかりしていきますとのことを書かせていただいています。予算の具体的なところは決まっていませんが、予算で何か制約をつけていることはなく、予算が不足するようであれば、必要に応じ不足分を追加していくという形で捉えておりますので、予算の制限はございません。この事業については、地域の福祉施策に使える基金を充てる形も一部取っていまして、そういった形でしっかりサービスができるように事業を進めております。

すみません、金額の詳細は本日持ちあわせていません。。

平岡委員長:どうぞ。

後藤委員:ありがとうございます。

やはりこの高齢者の家族の状況が年々変わってきて、特に今はもう高齢者のみ世帯あるいは単身世帯が増えてきました。付き添える家族というのがなかなかもう見つからない状況になってきて、こういった資源というのはとても必要になってくると思うので、必要であればご利用できるというのは安心しました。それと、もう一つなんですけど、院内介助サービスのところで、一つこちらは提案なんですけれど、生活保護の方とかの単身者の入退院の手続、これもなかなか介護保険が使えなかったりして、誰か動ける人が動くみたいな状況になっています。ワーカーさんが動けないときはケアマネジャーが、お金が全くつかないボランティアなんですけれども、それで対応したりということも実際発生しているので、もし附帯機能として生活保護を受ける単身の方の入退院時のヘルパーさんなどもご利用になれるような仕組みが院内介助の中で具体的につけば、とても助かる方がいらっしゃるのかなと思いますので、一つ提案としてつけ加えさせていただきました。ありがとうございました。

佐々木介護保険課長:ありがとうございます。

生活保護の制度も様々あり、日ごろから生活福祉課とは情報共有しながら進めていますので、このようなご意見もあったというところを共有しながら、で

きるところは進めていければと思います。ご意見ありがとうございます。

平岡委員長:よろしいでしょうか。

そのほかの提案については、いかがでしょうか。では、よろしいでしょうか。 それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題の(3)「第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートについて」ということです。

事務局から、説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第3号の説明>

平岡委員長:ありがとうございました。

それでは、今のご説明に関して、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。どうぞ。

宮長委員:宮長でございます。

まず、評価の前提としての内容について伺いたいんですが、今ご説明がありましたように、ちょうど真ん中からやや右のところに自己評価結果というのがあって、それぞれ丸と一部先ほどのケアプランの適正化のところでは三角というふうになっていますが、一つはこの評価について、指標は何なのかと。つまり、例えば回数でカウントできるものであれば、回数を達成しているから丸であると。あるいは回数でないもので内容、あるいは質の面で、これで十分だとか十分でないとかというところの評価はどういうふうになるのか。

例えばこの表みたいに二重丸、丸、三角というようなことではなくて、5、4、3、2、1の5段階評価のようなところをやっている自治体もありますし、そういう中で見るとやや評価が分かってくるというか、中身が分かってくるような気もするんですが、その辺は一つ、どういうふうになっているのかというのを伺いたいと思います。

佐々木介護保険課長:評価に多少のばらつきがあると認識はしております。数字を見て分かりやすいところで言えば、数字が達成されていれば一定達成したというところで丸をつけているものもございますし、中身を見ておおむねこの目標に対してできているというように、各担当がそれぞれ自己評価しているところです。

丸と二重丸と三角のところで、今申し上げたとおり、5段階とかであれば、

もう少し細かく見られるところもあるかなと思いますので、そこは今後の研究 材料にさせていただきたいと思います。

ただ、基本的には目標に掲げたものが客観的に見てもおおむね達成されているものを丸の標準として、それよりできているか、ちょっと欠けているかというところで二重丸とする、三角とするというようなイメージです。基本的にほとんどのものは目標を達成しているので丸としています。

宫長委員:委員長。

平岡委員長:どうぞ。

宮長委員::私は、学校現場でよく使っている相対 5 段階評価というのは必ずしもそれでいいと思っているものではないんですけれども、この評価はたしか、国の制度としてやられているものだから、国の制度の要綱なり、ガイドラインで、その辺の評価の基準というのを、たしか示しているように記憶してるんですけども、その辺との絡みは文京区はどういう判断でこういう二重丸、丸というようなことになったんですか。

佐々木介護保険課長:そうですね。こちらの表にも書いてございますとおり、 介護保険事業計画の進捗の手引きというのが平成30年に出されておりまして、 そちらの自己評価シートというところを基にしていますので、基本的には基 準に従って評価をしているところです。基本的には国の示しているものに従 っているところではありますが、ご指摘の内容について確認したいと思いま す。

平岡委員長:どうぞ。

宮長委員:今の件ですけれども、例えばこの表の一番右から2番目のところに自己評価結果の公表というのは、つまり主権者である区民の皆さんに公表して、区民の皆さんからも評価していただくという中身だと思うので、やっぱり区民の皆様の目から見て、評価が本当に合点がいくといいますか、分かりやすく納得できるような方法を取るというのも一つかと思いますので、今後ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

もう1点は、実は4ページのところで、私ども事業者であることから、やっぱり介護職員の確保というのは非常に深刻な問題で、先日も厚労省から新たな不足状況が発表されましたけれども、改めて深刻な事態にあるんだなというの

を実感しています。

そこで、介護人材の確保育成のところで、介護職員の借上げ社宅について、 文京区は他の区市町村から見れば積極的な姿勢でやっていただいたので、当時 部長さんにも頑張ってくれましたねと私は言ったことがあったんですが、そう いう意味で実績がどのぐらいになっているのか、事業所数でどのぐらいで、実 際に借上げ社宅を適用して借りている職員がどのぐらいいるのかというのを、 ちょっと教えていただけませんか。

平岡委員長:よろしいですか。

佐々木介護保険課長:令和5年度の実績の手持ちがないので令和4年度の実績となりますが、宿舎借上げ等の支援事業費補助については、2事業所に対して5戸に年間410万4,000円分を補助しております。

宮長委員:令和5年度はもう少し増えているのでしょうか。

佐々木介護保険課長:もう少し増えているかとは思います。

介護施設の従事職員に対して、直接補助する住宅費補助については目標60件に対して47件の実績でございました。

それと合わせて、個人に補助するパターンと、法人が借り上げているところに対する補助と、法人単位で申し込んでいただくものという形で、様々な形で使っていただけるように、メニューを用意していますので、その中で使っていただいており、年々増えているような状況です。

宮長委員: その点で1点、伺っておきたいんですけども、今年度、東京都は4 月に遡及して、いわゆる介護職並びにケアマネ、介護支援専門員に対する住 宅の手当を実施するということになりましたよね。

例えば、借上げや何かで文京区で現実にそういう補助をもらって使っている 人とは、この制度との関係ではどうなるんですか。

佐々木介護保険課長:東京都の補助との重ねての支給は今できない状況です。 我々のほうだけではなく、東京都のほうもそのような要綱になっているので、 両方でもらうというのができない形にはなっています。

宮長委員: 分かりました。東京都の要綱でいえば、それぞれの法人が、今まで 出していた住宅の補助等は削らないし、前提として、それにプラスしてとい うふうになっているけれども、実際に文京区の借上げ社宅や住宅の手当のと ころは、全部が重ねて取得することはできないと、こういうことですね。

佐々木介護保険課長:そうですね。何か一部できるような話も聞いております。 課長会でも、東京都の方が説明に来たときに、重ねて出せないとせっかくや っているのがという話もあり、いろいろと変えられるところは変えていきた いというお話もいただいています。現状、おそらくほとんどのものが重ねて は支給されない状況ではあるんですが、今後、完全に同じ内容が重ねてとい うのは、過剰な支給になってしまうおそれがあるので、なかなか難しいと思 うんですけど、内容が違う目的というところになれば、もしかするとそうい った支給も出てくるかと思っています。

その辺につきましては、しっかり使っていただけるような形で整理していきたいと思います。

宫長委員:委員長。

都の施策は、ぽっと出てきたような感じが、我々事業者にはしているんですけど、しかし大変歓迎する制度だと、私は喜んでおります。

ただ、今、課長さんが言われたように、私、先月の半ば過ぎに、都の介護保険課長とお話ししたときに、こういうケースどうなのと言ったら、宮長さん、それはコールセンターに聞いてよなんて言われて、やっぱりかなり詰めの部分で、今、部局の制度との関係の調整だとかという話が出たけど、やっぱりかなり東京都とも調整をしていかないと、せっかくいい思いで区もやっているし、都も新たな制度をつくったんだけども、どうもそれが何か後退的な中身になってしまうようではいけないと思うので、その辺の詰めを一つ、現実に起きてくることを踏まえて、やっていただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

平岡委員長:ありがとうございました。よろしいですか。

佐々木介護保険課長:確かに名称が似ている補助金もありますし、東京都と文京区で同じようなもの、当然、他区にも同じようなものはあります。特別区の高齢介護の課長会が月に1回行われていますが、東京都の課長級の職員が来て、説明や、情報提供を行っており、その際に各区の意見を言ってくださいということも言われています。重ねて出るようになった補助金も意見に基づいて東京都の見直しが行われたところですので、引き続き今日のご意見も

いただきながら、今後しっかりと伝えていきたいと思います。ありがとうございます。

平岡委員長:ありがとうございました。

介護人材対策全般に関わるご質問だったと思うんですが、この取組と目標に対する自己評価シートというのは、自立支援・介護予防・重度化防止・給付適正化の四つの目標に関する取組に限定して、こういう形で状況の把握、評価を行うということですので、今の人材対策全般については、ちょっと資料も用意されていなかったと思うんですけれども。

この委員会でも人材確保の問題については、区民の方々も代表される委員の 方も関心を持っておられて、東京都、区で様々な事業を展開されているわけで すけれども、区民の方から見ると十分な対策ができているのか心配だという声 も結構あると思いますので、機会がありましたら一度でまとめて、これだけの 対策を行っていて、これだけの実績があるというようなことを整理してご説明 いただけるといいかなというふうに思いました。

とは言っても、区の計画に関しては、それぞれ事業の実績というのが出ていますので、そこを見れば分かるという面もあるんですけれども、人材対策の問題は大きなテーマでありますので、取組がもう少し見える化してくるといいかなという感じがしました。

それでは、その他の点について、いかがでしょうか。今の自己評価シートに 関してです。

片井委員:片井です。すみません。一例として言わせてください。

民間企業的な切り口になるかもしれないんですが、5ページ目、住宅改修、年目標、15件、指導監督、年目標、30件、母数が変われば15件は少なくなったねとか、よくやったねという評価が大分変わると思うんですよね。申請が去年の倍来ていて15件だと調査比率は下がっているはずなので、あと、監査も事業者さんが減っていれば、よくやっているねとなりますし、事業所さんが増えれば、もうちょっとやったらという話になるんですけど、その辺の目標設定というか、区民もこれを見ますので、その辺のところをよりアピールしていただくような目標設定と言いましょうか。分母が全く書いていないので、その辺のところを誤解されるかなと思いました。

以上です。

佐々木介護保険課長:ご意見ありがとうございます。

基本的には、法定に従って、必要な数を目標に、今ある体制の中でしっかり やるというところで取り組んでいますので、数的なところはしっかりできてい ると認識はしておりますが、確かにご指摘のとおり、数字の書き方、表現の仕 方によって変わりますので、記載の仕方については工夫してまいりたいと思い ます。ありがとうございます。

平岡委員長:ありがとうございました。

この取組と目標に対する自己評価シートというのは、このようなフォーマットで必要な事項を記入して公表するということになっていると思いますので、おのずと、ある程度、簡潔にまとめなきゃいけないという面もあると思うんですけれども、テーマによってはもう少し深く掘り下げて分析があって、それがどうなっているか、区民の皆さんも知りたいというところもあると思いますので、その辺りは、必要なときは別の資料を見ていただけるような形で用意していただくといいのかなと思いました。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

諸留委員:文京区町会連合会の諸留です。

先日、ニュースか何かで見たんですけど、事業者の倒産が増えているということが書いてあったんですよね。それで、この先の人材の確保とか、文京区が直にやっているわけじゃなくて、みんな事業者に頼んでやってもらっているんですよね。そうすると、文京区が幾ら言っても事業者が人材を集められなかったら仕事ができなくなって、それが多いらしいんですけれど、またお金のこともあるかも分からないですが、それに対しては文京区として何もできるわけないですよ、お金のことで事業者の経営者ですからね。経営に関係することだから、行政が幾ら言ってもお金がなかったらできないわけです。

やっぱりこれは国全体でやるのかどうか知らないけれど、また東南アジアから人を連れてきてやるようなことを、やっぱりそれしかないのかなと思っています。だから、国の方で何とかうまい方法を考えてもらって、区が幾ら言ってもどうしようもないですよねと私は感じます。本当に困った問題で、どうしていいか、私も分からないけど、区もどうしていいか分からないのではないかと

思います。

佐々木介護保険課長:前回も少しお話させていただいたかもしれませんが、介護に限らず、人材の労働者人口というところも減っていく中で、国全体の問題、課題と認識しておりますので、区で何か人を集めたりということには限界があると思ってはいる一方で、何もしないというのもまた違うかなというところでして、今まで介護人材の確保として研修費の補助や、家賃補助など、いろんな形で支援することによって、働きやすさとか、きっかけを持っていただく。もしかするとそれはすごくドラスティックに人が集まるということではないのかもしれないですが、特別区レベルでやっていくとなると、小さいところをしっかり積み重ねることで、そういうところに寄与していくかなというところで、取り組んでおります。

一方で、特別区としましては、これは国の問題もありますので、区長会などにも要望として通しまして、介護人材ですとか、介護制度そのものの中身については要望書も出しています。正式な形で市町村のほうも要望で出していますし、特別区も出しますので、そういったところから、国の審議会などでも、介護報酬の改定ですとか、そういうところを反映しつつ、引き続きやっていくというところになるかなと捉えております。

確かにすごく難しい問題だとは認識しています。

諸留委員:実際、文京区では、そういった対応はないですか。事業者が倒産に あった場合、文京区が何か手当しないといけないですよね。。

佐々木介護保険課長:実際に、届出が出て、事業終了というのはございます。 皆さんもご存じの旧区立の施設であります白山の郷を運営している事業者に 関しましても、倒産ではないんですが、事業整理の中で文京の拠点に関して は運営が厳しいということで、今回撤退ということになりましたので、新し い事業者に事業を継続していただくことになっております。

ただ、旧区立の施設などにつきましては、区で一定程度、改修等にかかる費用を助成しております。また、介護保険サービス事業所につきましては、物価高騰の影響を受ける経費の一部について助成しております。このように、人材と経営的な支援という両面からできるところは取り組んでいるというような状況でございます。

平岡委員長:よろしいでしょうか。では、どうぞ。

岩波委員: すみません、岩波でございます。

第1回の会議のときに、諸留委員のほうから、外国人の介護職員はどうなのかというお話が出てきて、今もその話が出るかなと思ったんですが、EPA介護福祉士のお話がなかったんですけども、実際上、EPA介護福祉士はいるんでしょうか。

私のほうが説明してよろしければ説明しますけど、いわゆる経済連携の中で、フィリピン、ベトナム、多分インドネシアの方々を招いて、それでEPA介護福祉士として登録してお仕事についてもらう。いずれは母国に帰っていただくというふうな形であると思うんですね。その数がどのくらいあるか分かったら教えてほしいということが一つ。

あと、東京都の社会福祉協議会のほうで介護職員の貸付金というふうな形で、 2年間勤めれば返さなくていいというふうな制度もあります。そういうふうな 制度を利用している方はどのくらいいるのかというふうな話もデータがあれば、 なければ結構です。

ただ、ここで前回、諸留委員がおっしゃったように、コンビニでもそういう ふうに外国人の方がいらっしゃるけれども、実際、介護のところはどうなのと いうことは、多分令和3年の介護報酬の改定の中に、今、認知症基礎研修を受けていないと介護職員として業務としてできないということで、外国人のEP Aの方たちは、自分のベトナム語とか、フィリピン語とか、そういうふうな形で基礎研修をやって従事されているとは思います。

そういうふうな方で、今、文京区にEPAの介護福祉士はどのくらいいるか。 合格率としては42.1%か何かだと思うんですけど。その程度なんですけど、ちょっと教えていただければと思います。分からなかったら分からないで結構です。

佐々木介護保険課長: 今、区内にEPAを使った方がどれぐらいいるかというのは、把握はしていません。ただ、文京区のほうでEPAに関する補助事業は行っておりまして、マッチングの話と実際にそれが成立したという2段階で補助を出しています。

前回の資料にも、掲げさせていただいて、令和5年度で4件ありましたとい

うところです。

岩波委員:どうもありがとうございました。

平岡委員長:どうぞ。

小倉委員:ついででお尋ねしたいです。公募区民の小倉です。

今、EPA外国人介護福祉士候補者受入、資料2の4ページ真ん中辺りなんですけども、国の経済連携の制度でありながら、実際には前年よりも成約数が減り、今回もマッチングが二人、受入れが二人という、割と低調な感じに僕らには映るんですけれども、これはどういうふうな国の制度、国が決めたことですから、区としては当然、それにのっとって補助事業を行うのは分かるんですけども、せっかくの制度なのに、どうしてこんなに介護福祉士の確保がまだ至らないんだろうというのが僕らはちょっとなじみがなくて、この辺のところの原因とか、背景とかがもしあれば、お教え願えないでしょうか。

平岡委員長:どうぞ。

佐々木介護保険課長:件数については、もともと申し込んでいただいてというところになっているので、プッシュ型じゃないところはちょっと申し訳ないというところがあるんですけども、制度の周知は、いろんな形でしているところです。実際、実績については、背景が事業者ごとに外国人の受入状況がどうかというところ、前回も少しお話させていただいたかもしれないですけど、区として全体の外国人の職員の割合をしっかり抑えられていないところもあるので、採用したいんだけれども、制度が使えないのか、そもそも採用しようとしていないのか、その辺が把握できていないところもありますので、今日のお話も伺ったところで、その視点でも確認をしていきたいと思います。ありがとうございます。

平岡委員長:よろしいでしょうか。

それでは、そのほか、いかがでしょうか。自己評価シートに関する議題ですけれども、よろしいでしょうか。

では、この議題はこのぐらいで終了ということにいたしまして、次の議題に 移りたいと思います。

議題の4「訪問介護における生活援助の回数基準を超える計画(ケアプラン)の届出状況について」ということになります。

ご説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第4号の説明>

平岡委員長:ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があれば、お願いします。どうぞ。

小倉委員:公募区民、小倉です。

結構たくさんの世話を必要として、また、同居中の甥の方が面倒が見られないということになると、一層のこと施設に入れてしまったほうが手早いような気がするんですけども、この方が自宅でいなければならないという、もし理由なんかがあるんでしょうか。その辺のところがちょっと分かれば回数の増加も承認しやすくなるのかなと思いました。

平岡委員長:どうぞ。

佐々木介護保険課長:こちらにつきましては、確かに委員おっしゃるとおりの 面があるかなと思っていますが、今現在、特別養護老人ホームの申込みをさ れていて待機の状態ですので、それが決まれば、施設のほうに入るというと ころも視野に入れてというところになりますので、その間に状況が変われば、 また違ってくると思います。現在、そういうような状況になってございます。

平岡委員長:ちょっとお待ちください。こちらどうぞ。

片井委員:誤解があってはいけないので、ちょっと教えてください。

私、親族がADL24で要介護4で、要介護3は介護していたんですけれど、 そのときはもう枠いっぱいで全部自費だったんですね。お風呂に行ったり、増 やすだけでも1万2,000円とか払っていたんですけど、全国統一ではなくて、 この回数を増やすというのは、増えた分も要介護の費用は払う形なんですか。 それか私がいた市だけが厳しいのか、文京区だけ特別増加が許されているのか がちょっと分からないです。うちは許可されなかったので、全部超えた分は自 費だったんです。

平岡委員長:どうぞ。

佐々木介護保険課長:厚労省が定めている基準がありまして、要介護1の場合は27か月なので、特別に文京区が別に定めているわけではなくて、この回数に従って今回の件数も見ているという形になります。

片井委員:金額は全然超えないということ。

佐々木介護保険課長:金額というのは。

片井委員:扶養金額ございますよね。要介護4だったら三十何万円くらい。その金額は、これは回数は増やすけど、金額は増えないということですか。

佐々木介護保険課長:そのとおりです。

片井委員: じゃあ、私の親が損していたということじゃないんですね。超えた 分は全部自費だったので、ちょっと気になって、この46回行くことに対して も、全部超えた分も国の補助が出ているのかなと思って、ちょっとこの書類 だけ見てびっくりしちゃったんです。そういうことではないんですね。回数 だけで、金額はあくまでも全国統一の金額まで補助される。

分かりました。理解しました。すみません。

平岡委員長:よろしいでしょうか。岩波委員、どうぞ。

岩波委員:岩波です。

前にも、前の介護保険課長さんと話したんですけど、職員を含めて随分考えてこれを出すに当たって、もう少しこういうふうな形が出る、にじみ出るような資料をつけてほしいなと思うんですよ。

例えば、これを見ても46回になるとかというのであれば、今は特別養護老人ホームに申し込んで、それだったらなぜ区分変更申請できなかったのかと。そういうふうな疑問が出てくるわけですね。それができないのは、できないなりの理由があったんですよ。その理由がこの紙1枚では分かりにくいので、それなりのこういうふうに当初は考えたんだけれども、こういうふうな理由、こういうふうな本人の意思を尊重して在宅にしたいだとか、そういうふうなものが何か職員も含めてこれを出すに当たって、いろいろ考えたり、こういうふうに検討されたり、高齢者あんしん相談センターの職員も含めて、そういうふうな文書を出してほしいと。それじゃないとただ単位だけのものであって、そういうふうなことであれば、要は、区分変更申請で要介護5にもっていったらいいんじゃないの。そうすれば回数単位も増えてくるし、そしたら使える範囲も枠が広がるんじゃないの。そういうふうに思ってしまうので、やはり何か皆さんがやっているものがもっとにじみ出るような資料をお願いしたいというのが、私の要望です。

前にも前の介護保険課長にもお話させていただいたんですが、ぜひ次回から そういうふうな文書もつけていただければと思っております。

平岡委員長:どうぞ。

佐々木介護保険課長:失礼しました。以前のところもしっかり反映できておらず、申し訳ございませんでした。それも踏まえまして、しっかりお伝えできるような形で、次のときにはご報告できるようにしたいと思います。ご意見ありがとうございます。

岩波委員: それで区分変更申請できなかった理由というのが分かれば教えていただきたいんです。時間がなかったんですか。

後藤委員:多分、この制限は、介護度4が38回なんですけど、介護度5になると31回が上限になって下がってしまうんです。だから介護5の方は寝たきりに近い状況なので、生活援助の回数はそんなに要らないんじゃないかと。

岩波委員:そうしたら訪問看護を入れるということも可能かなと思っていたんですけど。

後藤委員:全体のケアプランの中では、いろいろなことで賄えるようになると思うんですけど、多分生活援助の回数を増やしたい方には、介護4が多分一番たくさん利用できるという状況になりますので、区分変更はかけてしまうと使えなくなってしまうのではないかと思います。

岩波委員:訪問看護は使えるんじゃないのかと思っていました。

佐々木介護保険課長:確かに回数は要介護5は31回になってございます。

一応、この資料がちょっと簡素になっている部分につきましては、本来、中身の審議につきましては、地域ケア会議のほうで行うところになってございますので、それを受けて、こちらの地域包括ケア推進委員会のほうでは、その結果についてご報告をしてというところになるので、あまり個人情報の細かいところをこの会議で出す位置づけにはなっていないところもございますので、確かにご説明の際に、私のほうからもうちょっと詳しくとか、分かりやすくというところは必要になるかと思いますので、そこは次回以降、工夫したいと思いますが、一応位置づけはそういう形になってございます。そちらもご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

平岡委員長:ありがとうございました。

これはあくまで生活援助が回数基準を超える回数について算定されているということが妥当であるということの説明の報告をしていただくということだと思いますの。ですから算定理由のところは、確かに介護の必要度が高いということのご説明があるんですけれども、要するに生活援助の回数がそれだけ多くなっているということの説明に重点を置いて説明していただければということですね、今の趣旨から言って、この場では。

ケアプラン全体のことが分かったほうがいいというご意見もあったわけですけど、それはそうなんですけども、少なくてもこの算定理由を簡潔に済ませる必要があるというときには、生活援助の回数が多くなっている、それが妥当である根拠というのを分かりやすくまとめていただくというのが、この会議の資料としては適切なのかなというふうに思いました。

いろいろとご意見が出ましたので、ちょっと今後については、また資料の作成の仕方など検討していただければと思います。

よろしいでしょうか。

今の件、引き続きどうぞ、ご質問、ご意見があれば。どうぞ。

飯塚副委員長:確かに、最終的にここで承認するということなので、アセスメント部分が分からなくて、ここの部分だけで回数が多いから承認してくださいというのは、ちょっと雑かなと思うんですけれども。

例えば、口腔ケアは身体に当たりますよね。だとか、行為の見守りだとかという部分は身体。そこの部分が時間的に少なかったので生活にしたのかどうか分かりませんけれども、自立支援を考えるのであれば、もうちょっと区とケアマネさんの間の相談を密にして、今後やっていけたらいいのかなと思いました。

佐々木介護保険課長:いろいろとご意見いただいたところは、生かせるところ はしっかり生かしながらもより分かりやすく、結局ご判断いただくという中 ではしっかりそこの辺も表現していかないといけないと思います。資料の趣 旨のところと分かりやすさというところを両方しっかり考えながら、次回は 改善できればと思います。ご意見ありがとうございます。

平岡委員長:ありがとうございました。よろしいでしょうか。

そのほかには、ご意見、ご質問あればお願いいたします。

それでは、この議題4については、以上でよろしいでしょうか。ありがとう

ございました。

それでは、議題5に移りたいと思います。

「指定地域密着型サービス事業所の指定状況について」です。事務局から説明をお願いいたします。

<佐々木介護保険課長より、資料第5号の説明>

平岡委員長:ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

3 その他

平岡委員長:予定されていた議題は、以上ということになります。

その他、何か委員の皆様から、ご発言、ご質問、ご意見等あれば、ご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

木内地域包括ケア推進担当課長:ありがとうございます。

令和6年度、次回3回目になりますけれども、第3回の委員会は10月下旬から11月上旬を開催予定としております。日程につきましては、改めてご案内させていただきたいと思いますので、次回もご参加のほど、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

4 閉会

平岡委員長:議事進行にご協力くださいまして、ありがとうございました。以上をもちまして閉会いたします。